

第7回障がい者制度改革推進会議

平成22年4月12日(月)13~17時

合同庁舎第4号館共用220会議室

インターネット配信、CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」による生中継

- (委員6名より) 国際協力について討議してほしいとの提案があった。
- ○推進会議の運営について意見:①急ぎすぎ。②議論ができていない。③意見書はどこにいくのか。→推進会議では大枠の確認をし、国民に示していくのが大切。部会で細かい議論をする。制度改革を行うには政治の動きに合わせるのも必要。

【所得保障】

〇所得保障に関する基本的な方向性について

- 1. 現在の障害のある人の所得保障制度の課題について。
- →18人から意見。①障害基礎年金だけでは生活できない、少なくとも生活保護の水準で支給すべき。ライフステージが違うので老齢年金と同等にする必要はない。
- ②就労での所得確保について。最低賃金の適用。平均給与の7~8割を目途に、賃金に障害にかかる費用を上乗せすべき。就労による賃金が充分でないための所得保障と障害による特別支出への補てんの違いを明確にするべき。
- ③制度について。年金等所得保障全体の再検討。絶対的水準の引き上げ。地域で自立するための所得保障の仕組みが必要。社会保険と社会扶助の統合。などの意見があった。
- 2. 障害者権利条約はすべての障害のある人が地域で暮らすことができるようにすること を目指しているが、こうした観点から、どのような仕組みでどの程度の所得を保障するべ きなのか。
- →18人から意見。①仕組み:基礎年金の引き上げ・家賃補助・医療費補助の組み合わせ。 社会保険の所得保障ではなく税金による所得保障制度。国民全員を対象とし、ベーシック インカム(基礎的な最低限度の収入保障)を保障すべき。保護雇用制度の創設。
- ②水準:生活保護法の水準、または障害による支出を勘案して生活保護法以上、同世代の市民と同等の生活経済水準。社会参加手当を加える。という意見があった。障害のある人とない人を比較し、指標を作るのは難しいという意見もあった。

○障害基礎年金について

- 1、現在の障害基礎年金の水準は生活保護基準にも満たないとして、改善を求める声が従前より上がっている。また、障害基礎年金2級の支給額を1級に、1級をそれ以上に引き上げるべきとの意見もある。以上のことを踏まえて、障害基礎年金の水準についてのご意見を賜りたい。なお、障害基礎年金は老齢基礎年金の早期支給とみなしているため、障害基礎年金2級が老齢基礎年金と同額になっていることも、念頭におかれたい。
- →18 人から意見あり。水準を上げるための方法 2 つ。①「障害」を他の問題から分離し、 障害を特化し独自の議論とする。老齢基礎年金とは切り離して生活保護費を基本に制度設 計する。②障害関連のみ取りだすのではなく全体の中で議論する。老齢基礎年金とともに 水準を上げていく。などの意見があった。

○無年金障害者について

1. 現在の障害基礎年金は、以下のような要因で無年金となる「谷間の障害者」を生み出している。「国民年金の任意加入時に学生、主婦が障害を負った場合。」「日本国籍をもたない人が障害を負った場合。」「海外に居住している日本人が障害を負って帰国した場合。」「所得保障による支援が必要であるにもかかわらず、障害等級が低い等のために年金が支給されない場合。」「保険料を未納としていたため、あるいは保険に未加入であったために年金を受けることができない場合。」このような現状についての意見を。

→18 人から意見があった。初診日を基準にしていることが原因になっているので、実質的な障害の発生に基づくべきという意見が多い。また、情報を知らないことが原因となっている。知的障害の認定基準が医師の認定では地域で異なる対応がある。無年金は救済が一部に限られている。谷間をつくらない。障害基礎年金を保険ではなく税金でまかなう必要があるという意見があった。

2. 無年金障害者の問題を解消するためにはどのような手立てが必要か。

→17 人からの意見があった。制度の仕組みを簡素化し、社会保険から税方式に改めるべき。 財源は全額税金でまかなうべき。障害のあるなしに関わらず最低施各水準に満たない全て の勤労所得者に基礎的普遍的な制度を確立する。ベーシックインカムを取り入れる。在日 無年金は人権上の問題なので現行制度で救済すべき。

〇年金以外の手当について

- 1. 障害者が地域での生活を安定的に継続するため、または地域生活に移行するために、家賃を保障する「住宅手当」の創設が必要であるとする考え方があるが、意見を。
- →ほとんどが「必要がある」という意見。住宅手当は国民的な賛同を得られるかは疑問も あった。民間住宅入居の際の家賃補助は重要。民間から借り上げの方式、また斡旋のサポート、家賃補助という意見もあった。
- 2. 障害ゆえに特別に必要とする経費を補うためにどのような手当が必要か。
- →12 名から意見があった。手当の基本的な考え方は給付ではなく、サービスで。現行制度の対象者、支給要件・額を見直すべき。障害に伴う特別支出のために必要とされる程度、評価基準、ガイドラインを当事者参画の委員会で決めるべき。具体的には地域自立手当、暖房費・上下水道、消耗品費、社会参加手当、コミュニケーション保障、移動に関わる経費等の手当に関する意見があった。

○財源について

1. 所得保障を拡充するための財源について、意見を。

→基本的にはベーシックインカム実現に向けて長期的な税制改革が必要。コンクリート事業等より社会保障費を優先すべき。年金の財源を消費税とするなら、障害者の年金加算項目として制度化すべき。福祉の充実を目的とした消費税導入。所得税の累進率のアップ、株式投資、家賃収入からの所得の課税強化。所得税を1990年代の負担に戻すべき。等の意見があった。租税一般からの財源を。課税ベースを広げる税制改革が必要。社会保険ではなく税金でまかなうべき。などの意見があった。

〇その他

→8 名から意見。ベーシックインカム。就労による所得保障。などの意見があった。

【交通アクセス、建物の利用】

〇基本的な考え方

移動や建物を含む諸設備の利用の権利について、障害者基本法等に明文を置くことの是 非について、意見を。

→19 名より意見。全員が基本法への明文化に賛成。交通基本法との整合性。身体障害だけでなく知的、発達障害の負担を軽減すべき。移動権、居住権、アクセス権の保障が大切との意見。

- 〇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー新法)」 のについて
- 1、旧法も含めてバリアフリー新法が果たして来た役割の中で、積極的に評価すべき点。

→18名より意見があった。すべての委員が一定の評価をしている。(バリアフリーの取り組みが広がり、障害者の生活にいい影響。すべての障害者が対象。障害者の参画。数値目標を定め、整備を進めた。バリアフリーを責務として明記した。)

課題としては知的障害者の移動の円滑化は手つかず。地域間格差。整備ガイドラインが努力目標にとどまる。聴覚障害者に係る規定が少ない。電光掲示板が緊急情報に対応していない。聴覚障害者に的確に情報を伝える体制を整備すべき。など。

- 2、地方都市、農村における輸送機関の縮小やバリアフリー整備の遅れは、障害者及び高齢者の生活に与える影響が大きい。現行法適用対象外の既存建物、既存交通施設の段階的変更と支援策についてどう考えるか。
- →15名より意見があった。乗降客5,000人規模の駅が対象のため地方のバリアフリー化が遅れる。全ての駅を対象とすべき。地方の既存施設交通機関への助成。地方都市に適応したバリアフリー化整備基準の目標値と期限を設定すべき。対象外の建物・交通施設、既存の施設も改善すべき。などの意見が多くあった。
- 3、地域間格差を埋めるために、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」等の各種基準をどのように策定し、個人にとって必要となる合理的配慮が提供されるような仕組みを構築するべきか。
- →16名より意見があった。国の基準は最低基準で、地域の実情に応じた基準を条例で補強する。事業者の義務化を強化。交通インフラの整備。コミュニティバス、移動支援の公的支援等多様な意見、提案があった。
- 4、同法25条により策定される市町村の重点整備地区の基本計画の義務付け、ならびに障害者の参画について、ご意見があれば賜りたい。
- →17名より意見があった。資料では平成21年9月30日で、250市町村のみが基本計画を作っている。策定していないところが多い。重点整備の基本計画策定、協議会設置、当事者参画(人選の公開と公営性)、策定からモニタリングまで義務付けるべき。という意見が多かった。障害者のバリアフリーアドバイザーの養成・雇用。基本計画・地域福祉計画・障害者計画との整合性。基本計画に精神障害者への配慮を。基本計画に監視・評価の機能が必要。という意見があった。
- 5、障害者の権利に関する条約9条1項は、「施設及びサービス利用等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃する」ための適切な措置をとることを規定している。一方で、乗車拒否、利用拒否があることを鑑み、実態調査を行い、改善をはかる仕組みについて、意見を。
- →18名より意見。ほとんどの委員が乗車拒否・利用拒否の実態調査が必要という意見であった。乗車拒否などの相談、救済、協議、監視機関が必要。障害者の委員半数以上の委員会を開き情報公開する。乗車拒否には社会的制裁をすべき。関係者の研修実態の調査をすべき。などの意見があった。

〇その他

→11名より意見。公共施設・交通機関での絵文字・記号の案内が統一されていないため知的障害者を混乱させる。交通事業者従業員への教育が進まない。住宅のバリアフリーは急務。機器が変わると混乱する。共同住宅のバリアフリーを義務付ける。建物に情報保障の設備機器を設置。あらゆる障害者に対応できるように。などの意見があった。

【情報へのアクセス】

○情報へのアクセスの基本的な考え方 障害者の権利条約第21条は、「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる」ことを明記している。同条約が明記している表現の自由、知る権利、平等に情

報サービスを受ける権利について、障害者基本法等に明文化することについて。

→20 名より意見があった。全員が権利についての明文化が必要という意見である。

〇情報アクセスとサービスに関する法制化について

- 1. いわゆる「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)における基準の設定や基本計画の策定と同様に、情報アクセス分野のバリアフリー化を総合的に推進する法制化が必要であるかどうかについて。
- →19 名より意見があった。独立した法制度か、他の法律に書き込むかは議論がわかれるが、 全員が何らかの法制度を必要という意見で一致。
- 2. 情報アクセス (例えばテレビ放送における手話や字幕、電話リレーサービスなど) の 最低基準及び指針の必要性についてどのように考えるか。
- →20 名から色々の意見があったが、最低基準及び指針の必要性は異論なし。
- 3. 情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準及び指針の策定においては、どのような事項に留意することが必要か、とくに当事者の参画はどのようにあるべきか。
- →当事者参画を訴える意見多数。最低基準、指針だけではなく、モニタリングが必要である。海外の事例を模範にガイドラインを策定。費用負担の問題の検討が必要。などの意見があった。

〇情報アクセスとサービスの実施にあたって

情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準及び指針の実施において、その実施状況 に対する監視を行い、必要に応じて改善を図ることができる仕組みについて。

→18 名が最低基準及び指針の実施が必要・重要という意見であった。情報アクセスのバリアフリーに関する法律に当事者参画のもとで、モニタリングの監視を盛り込むべき。という意見がほとんどだが、一部には慎重論もあった。既存の仕組みを活用すべき。という意見があった。

○著作権について

情報アクセスと著作権についてどのように考えるか。

→著作権法がフェアユース(公正な使用)として障害者が利用する場合の制限にならないような形にする。情報アクセスと著作権はぶつかりあうわけではない。情報アクセスを容易にする制度を設けるべき。著作権者に情報提供を義務付ける必要。情報アクセスが権利であり、その権利を制限するのが著作権という対立構造で考えると、基本的な人権に関ることになる。情報アクセス権を著作権が制限するという形の構造なら、それをどういう形でその制限を外していくかが、課題である。

〇その他

→12名から意見があった。情報アクセスでの議論をしているが、コミュニケーションが抜けている。情報とコミュニケーションをセットで議論すべき。また、知的障害にはルビ振りなどわかりやすい情報を伝える支援サービスを。

【障害者施策の予算確保に向けた課題等】

〇障害者予算の意義について

- 1. 日本の障害者関係の公的支出(対 GDP 比)が OECD 諸国の中でも低水準であるというデータもあることを踏まえて、障害者施策に財政を投入することの社会的意義や経済的効果について。
- →18 名より意見があった。全ての委員が「障害者の予算は社会的、経済的に意義があり増

やすべき」との意見であった。

2.財政措置の水準は広い国民的な合意・理解・支援があるかどうかによって左右されるといわれ、国でも自治体でも障害者施策への予算配分の強化には国民の障害者理解の程度が大きな意味を持つ。この点で、障害者理解を広げ高める取り組みの改善についてどう考えるか。

→18 名から意見があった。全ての委員が「国民の理解を広める必要性」を言及している。 障害のある人が生活しごく自然に触れ合うことで理解が促進される。研修プログラムの開 発。高齢者も障害者福祉サービスの使用で国民の理解が得られる。啓発活動は障害者団体 を中心に企画・運営し、中間まとめのあとタウンミーティングを実現する。などの提案が あった。

○国と地方の財政負担について

1. スウェーデンでは個人が福祉サービスを利用した場合の費用を一定額までは地方が負担し、それを超える場合は国が負担するという仕組みを導入することで、長時間介護が必要な場合も必要なだけの支援を受けることができるようにしている。わが国において、地域間格差があるという現状を改善する上で、障害者施策に関する国と地方の財政負担の在り方はどうあるべきか。

→17 名の意見があった。全てを義務的経費化するのはのぞましいと思われない。国庫負担 基準内での義務的経費化ではなく、サービスに要した費用を、国が 1/2、1/4 を都道府県が 負担するのが真の義務的経費。国が責任と財源をもち地域間格差をなくすべき。という意 見があった。

〇障害者施策の予算確保について

1. 障害者施策の予算を確保するために、地域基盤整備の施策項目と達成期間を定めた総合的な福祉計画を、財源を明らかにした上で定めるべきという考え方について。

→14 名より意見があった。ほとんどの委員が施策項目と達成期間を定めた総合的な福祉計画の財源を明らかにして定めることに賛成している。脱施設化の時限立法を設けて地域生活に移行する仕組みが必要である。予算確保の基準として、権利条約における平等な地域生活と現在OECD加盟30か国の中の下位3位から上位10位内にする必要。

- ●「総合福祉部会」要綱と委員の発表。メンバーは 55 人。 初回は 4 月 27 日 (火) 13~16 時 厚生労働省講堂。
- ●今後について

第8回4月19日(月)13~17時 団体ヒヤリング。内閣府に要望があり、総合福祉部会に選ばれていない12団体。意見書が出たら事前に配布。質問は担当室まで。